

令和2年度 決算審査特別委員会（令和元年度決算）の記録

決算審査特別委員会

本庁審査（企業局、病院局、普通会計総括審査）



- ・知事提出継続審査議案第31号：認定
「決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第32号：認定
「令和元年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第33号：可決
「令和元年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・知事提出継続審査議案第34号：認定
「令和元年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第35号：認定
「令和元年度福島県立病院事業会計
決算の認定について」

委員長名	佐藤 政隆
委員会開催日	令和2年10月19日（月）
所属委員	[副委員長] 鈴木 智 渡部優生 [委員] 神山悦子 宮下雅志 円谷健市 椎根健雄 吉田英策 高宮光敏 坂本竜太郎 大場秀樹 橋本 徹 荒 秀一 佐藤郁雄 真山祐一 山口信雄 水野 透 江花圭司 渡邊哲也 鈴木優樹 渡辺康平

（10月19日（月） 企業局）

江花圭司委員

資料24ページにおける未分譲地の分譲については、各市町村の活動や知事のトップセールスなど誘致に向けて様々な活動をしていると思うが……

佐藤政隆委員長

江花委員に述べるが、監査委員による決算審査意見書の説明については、本委員会の審査の参考とするために求めるものであり、審査対象ではないので了承願う。

渡辺康平委員

地域開発事業について聞く。いわき四倉中核工業団地第2期区域については、未分譲地の早期解消に努めるよう監査委員の意見にもあったが、昨年度の取組実績と県としての今後の見通しを聞く。

販売推進担当課長

昨年度末の分譲率は38.9%であり、今年度はまだ分譲した区画はないため、分譲率は昨年度末と同様である。

今後の見通しについては、現在いわき市等と連携を図り情報収集に当たっているが、まだ具体的な商談に至っていない。

引き続き、分譲に向けて精力的に取り組んでいく。

渡辺康平委員

企業債の償還財源については、一般会計からの繰入額を少しでも圧縮するよう監査委員から意見があったが、令和元年度の取組実績と今後の見通しを聞く。

経営・販売課長

平成30年度から令和6年度までの間、一般会計から毎年13億3,000万円の繰入れを行うこととなっている。元年度も同額で繰入れがあり、今後も同様に累積欠損金の圧縮と企業債の償還を行っていく。

吉田英策委員

昨年の台風第19号により被害を受けた工業用水道の復旧状況について聞く。

工業用水道課長

被害を受けた工業用水道は20か所あり、そのうち16か所は復旧工事が完了し、残りの4か所も早期復旧に向けて対応している。

吉田英策委員

残りの4か所とはどこか。

工業用水道課長

高柴ダムの直下流の護岸工などの2か所は、令和3年1月までに完了する計画で実施している。

残りの2か所は相馬工業用水道である。工業用水の水管橋の周辺が洗掘を受け、隣接した直上流にある市道橋が流出する被害があった。隣接した市道橋を復旧しないと洗掘箇所の埋め戻しができないことから、現在、市と協議を進めており、3年8月に工事が完了する見込みである。ただし、この箇所については、浸水対応のため大型土のうで固め応急工事を速やかに実施した。

吉田英策委員

相馬工業用水道について、企業の立地予定変更によって工事の中断を余儀なくされたとのことだが、その背景も含めて説明願う。

工業用水道課長

相馬工業用水道第2期整備事業は、工業用水の需要が見込まれたため平成27年度より開始したが、事業を進める中で受水企業の事業の廃止や受水を予定していた企業の計画変更などにより、予定水量が減少した。そのような中で配水管路の整備をしていたが、途中で中断はできないことから30年度に整備を完了した。現在は、複線化した管路については、災害対応としても有効に活用している。

一方で、給水のために必要であった浄水設備については、給水契約予定量が減少するため工事を行わず、新たに給水の需要が増えるまでは中止している。

吉田英策委員

企業と給水計画を立てているにもかかわらず、工事の中断が余儀なくされることは見通しが甘いと思う。今後の見通しについて、県の考えを聞く。

工業用水道課長

現在、関係機関へパンフレットを配布するなど新規需要の開拓に努めているが、残念ながら、新たに工業用水道を利用する企業が誘致される計画はない。新たに工業用水道を利用する企業を誘致したり、現在利用しているユーザーを訪問するなど、今後とも新規需要の開拓に向けて努力していきたい。

吉田英策委員

工業用水道の料金改定について、内容を説明願う。

工業用水道課長

工業用水道の料金は5年に一度見直すこととなっており、来年度が次回の改定時期である。工業用水を供給するために5年間でどの程度の経費がかかるのか、現状の料金で可能か、増額や減額をすべきかの見直しを含め検討している。

吉田英策委員

県民の負担が軽くなるような料金改定が求められる。

次に、地域開発事業について、一般会計から毎年13億3,000万円の繰入れを行っているが、この繰入金をどれだけ圧縮できると考えているのか。

経営・販売課長

平成30年度から毎年13億3,000万円の繰入れを認めてもらっているが、完売しても13億3,000万円は現金として必要である。売れた際は繰上償還により利息を軽減し、総額として一般会計からの繰入れを圧縮していきたい。

吉田英策委員

売れても繰入額は変わらないとのことだが、もし売れない場合は繰入額が増える可能性があるのか。

経営・販売課長

その場合は費用が増えると思われるが、現在は完売に向けて一生懸命頑張っている。

吉田英策委員

これ以上、一般財源からの繰入れにより県の負担が増大しないよう、未分譲地の販売を進めるよう願う。要望である。

坂本竜太郎委員

工業用水道事業については日々の努力に敬意を表する。

収益確保と異なり費用削減についての説明は難しいと思うが、工業用水道における経費削減への取組について聞く。

工業用水道課長

従前は監視や点検などの維持管理をばらばらに委託していたが、一括して発注することで諸経費を削減した。また、同じような業務であれば単年度発注ではなく、2～3年に一括発注することで経費削減に向けた取組をしている。

さらに、施設に異常が発生すると復旧のために莫大な予算が必要になるため、点検をまめに行うほか、年に一度断水して詳細に調べるなど、広い意味での経費削減に向けた取組として定期点検を行っている。

坂本竜太郎委員

災害に備えるための管路の複線化や強靱化については、長期的に取り組んでいかなければならない。また、土木部や農林水産部などの事業が同じ箇所重複する場合もあるため、互いに技術的に協力できる部分があればロスが少なくなると思う旨、かつて常任委員会で要望したことがある。事業所で断水するわけにはいかないため応急復旧は迅速に対応しなければならないが、不急の場合や平時の強靱化作業であっても連携できる部分はあると思う。そのため、幅広く他部局と連携し、さきの説明と合わせて大胆に費用削減に取り組むよう願う。答弁は不要である。

また、コロナ禍において注目の的となっている本県においては、商工労働部など他部局と幅広く連携して企業立地活動を行うことが必要だと思うが、その取組について聞く。

販売推進担当課長

企業誘致に関する問合せがあれば、日頃から商工労働部と企業誘致について密接に情報交換をしている。委員指摘の点については、今後も念頭に置きながら進めていく。

宮下雅志委員

13億3,000万円の一般財源からの繰入金については10年以上も前から議論になっており、例えば単年度会計であれば企業立地補助金で出した金は消えるが、企業会計では金を出すと負債として積み上がっていく宿命にある。

このままでは、地域開発事業は膨大な赤字状態で一般財源からの繰入れを行うことになるため、地域開発事業は失敗して撤退するようなイメージがでかかねない。そのため、雇用の確保や企業立地による地元企業との連携等については、別の政策目的を達成しているとの検証が重要である。

今年度で地域開発事業は終了するが、次回の決算審査特別委員会において議論になると考えられるため、成果を十分に伝えられるよう取組を願う。さらに、その成果を踏まえ、商工労働部では重要な役割である企業誘致を担うが、県の考えを聞く。

企業局長

地域開発事業について、13か所の工業団地と住宅の団地を造成し、約150社の大企業により1万人以上の雇用者をもたらしたことは大きな成果であると思う。

しかし、景気の低迷や北関東との価格競争などの社会情勢、経済情勢の変更により、約13億円という多額の一般会計を繰り入れざるを得なかったことは非常に重く受け止めている。

この事業は、平成30年3月から企業局事業見直し実行計画で様々な議論がなされており、その成果をしっかりと検証し、一日も早い未分譲地の販売につなげていく。今後の計画としては、まず、いわき四倉や白河などの工業団地を早期に分譲し、企業債の償還財源を圧縮していくことが使命であると考えている。

今後、地域開発事業は廃止の方向で検討中である。今年度中に全ての未分譲地が片づけばよいが、もし残っていれば、商工労働部など関係部局と連携して一日も早い分譲に努め、地域に雇用を生み地域の所得が上がるような取組を行っている。

神山悦子委員

工業用水道については長期にわたり事業を実施しており、水を使用する企業ばかりが立地しており経営が大変であると思うが、その点について聞く。

また、資料3ページに工業用水道の料金設定について記載があるが、どこで原価割れ販売があったか。

工業用水道課長

申し訳ないが、再度質問を願う。

神山悦子委員

1点目は、工業用水道を利用する企業の変遷を聞く。

2点目は、どこの工業用水道で原価割れ販売があったかを聞く。

佐藤政隆委員長

立地企業で工業用水道を使わない企業があるのかとの質問であるため、それについて答弁願う。

工業用水道課長

県では、原則として1日に600m³以上の工業用水道を利用する企業と契約している。水量をあまり使用しない企業は工業用水ではなく上水道を使用するなど、使用水量によって工業用水道を使用するか否かの使い分けをしている。

また、給水原価について令和元年度決算で述べると、昨年度は好間工業用水道と相馬工業用水道において料金単価よりも給水原価が上回っていたが、相馬工業用水道については現在繰入れ等を行っておらず、原価割れは発生していない。

神山悦子委員

来年度料金改定を実施することだが、原価を上回るように料金を設定しないと「企業様々」となり、いずれ県民にツケが回るおそれがあると危惧するため、原価割れ販売はやめるべきとの意見を述べる。

資料5ページの営業費用には、昨年の台風第19号の被災の修繕費等が含まれているとの理解でよいか。また、どの程度の金額であったか。

工業用水道課長

資料5ページでは具体的に災害復旧費とは記載されていないが、例えばダム関係では土木部と協定を結んでおり、(1)の維持管理経費等負担金では負担金の形で修繕費が含まれているほか、(3)の各工水に係る設備等修繕費に災害復旧費等が含まれている。災害復旧費との項目で予算は整理していないが、支出方法によって負担金や修繕費として含まれている。

神山悦子委員

昨年の台風第19号により被災した工業用水道の20か所で企業局が負担した金額、また復旧工事が未完了である4か所の合計金額について資料を提出願う。

工業用水道課長

全体で約4億1,000万円の復旧費の合計金額のうち、復旧が完了している16か所については約2億7,000万円、未完了の4か所は約1億4,000万円である。

佐藤政隆委員長

神山委員より資料提出の要求があったが、提出は可能か。

工業用水道課長

後ほど提出する。

佐藤政隆委員長

それではお諮りする。神山委員より資料提出の要請があったが、異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

異議ないと認め、後ほど資料を提出願う。

神山悦子委員

次に、地域開発事業について聞く。

いわき四倉中核工業団地第2期区域における各企業の雇用者数を聞く。

販売推進担当課長

該当する企業は3社あり、東新工業(株)は70名、(株)ニッチューは7名、(株)北拓は5名である。

神山悦子委員

地域開発事業における13か所の工業団地全体における雇用者が1万人であり、いわき四倉においても約70名であり決して多くない数字である。雇用に資すると言うが、あまり雇用を重視していないのかと思うほど雇用が増えていない。工業団地は売れば売るほど毎年赤字になっていたため、平成30年度から令和6年度まで一般会計から13億3,000万円を繰り入れることを議会で認めた。その後、工業団地の在り方を見直し、工業団地そのものの開発をやめるとの方向に向かったことは歴史的な経過である。現在進出している工業団地については、非正規ではなく正規の雇用を増やすべきである。たった5名などと雇用者が非常に少ないにもかかわらず、企業立地補助金などで莫大な予算を投入して企業誘致を図ってきたが、それでよいのかと企業局は問われていると思う。

先ほど監査委員が「企業様」と述べていたが、企業に「様」はつけないでもらいたい。これまで目的を持ち実施してきたのであるから、真に雇用につながるよう、へりくだった表現を含めて県は正すべきである。今後、新型コロナウイルス感染症を受けてさらに状況が厳しくなるため、企業誘致については十分に見極めて事業を展開すべきとの意見を述べ、県の見解を聞く。

企業局長

1万人の雇用については様々な議論があると思うが、県内の経済に大きく貢献していることは間違いなく事実であると考えている。しかし、先ほど述べたように13億3,000万円という多額の資金を一般会計から繰り入れていることについては、非常に重く受け止めている。

ウィズコロナ以降、本県としての復興はまだ道半ばである。企業誘致により雇用を増やし、県民の所得を上げることは大事であり、まだまだ必要な取組であると考えている。地域開発事業が開始したのは相当昔であるが、監査委員の意見書19、20ページにも記載があるとおり、多くの雇用を生み地元の企業になっている。誘致した企業は地元の企業として溶け込んでいくため、多くの企業を誘致し雇用を生んでいきたい。

また、経済や産業は日々変化している。浜通りにおける福島イノベーション・コースト構想など各地域によって重点分

野を決め、新しい産業を誘致している。自動車、航空宇宙やエネルギーなどの産業を誘致することで新しい雇用を生み、さらに正社員の雇用を増やすことができることから、引き続き雇用に資する企業をしっかりと誘致できるよう取り組んでいく。

佐藤政隆委員長

本委員会は決算に関する審査であるため、それを踏まえ発言願う。

神山悦子委員

委員長から話があったが、やはり決算を見て全体をどうしていくかと今後につなげていく必要があると思うため質問した。

意見のみ述べて終わる。局長からも説明があったが、福島イノベーション・コースト構想のみではなく今後ますます地元企業との連携が重要になっていくため、地域の産業となり地域の雇用につなげていくことを忘れないよう願う。また、工業団地の原価割れ販売により赤字が焦げつき、損失を生むことになった点を指摘し、今後は県民のツケとならないよう取組を願う。

(10月19日(月) 病院局)

神山悦子委員

公営企業決算審査意見書42ページの大野病院について聞く。

今年3月に帰還困難区域の指定が解除となったが、当時の被害状況はまだ分からないのか。「発災等による被害状況の詳細が判明していない施設・設備の現状の把握に努めてください」とあるが、監査委員が意見とした理由を聞く。

代表監査委員

今年3月に帰還困難区域が解除となったが、10年間施設を使っていなかったため、医療機器や建物の傷みなど日々現状把握に努める必要があるとの趣旨で意見とした。

吉田英策委員

医師不足は、どの病院においても深刻な状況にある。

県立病院においても医師不足による患者数の減少が起きているが、どのように医師を増員していく予定か。

病院経営課長

医師確保については、保健福祉部及び県立医科大学と連携し、可能な限り県立病院に医師を多く配置できるよう働きかけるほか、医師紹介の登録業者に登録したり、専門の雑誌に医師募集の広告を掲載している。さらに、県外の大学等へも出向き医師の派遣を依頼している。

吉田英策委員

ふたば復興診療所(リカーレ)については、整形外科を含めて外来患者が大分増えたが、常駐の医師がいないとのことである。広野町や双葉町、楡葉町など復興途上にあり診療所の役割が大きくなっている。医師が常駐せずふたば医療センターからの出向で対応していると思うが、具体的にどのように医師を確保するのか。

病院経営課長

ふたば復興診療所(リカーレ)においては、県立医科大学の特定の講座に依頼し、医師の派遣について調整している。

吉田英策委員

常駐の医師を配置する計画はあるか。

病院経営課長

常駐の医師を配置したいのはやまやまであるが、現時点では難しく、非常勤の医師を配置している。

吉田英策委員

是非医師の確保については持ち帰るよう願う。

次に、昨年意見でも問題としていた医業未収金について聞く。県立病院は政策医療に特化している点や、県民の健康をしっかりと守り、低所得者にとっても安心して受診できる病院として役割を十分に発揮すべきと思う。医業未収金の説明で訪問徴収の実施や弁護士法人への回収委託とあるが、具体的にどのように実施しているのか。

病院経営課長

訪問徴収では各病院の担当者が直接患者を訪問し、少しでも未収金を回収している。また、弁護士事務所から正式な文書等での督促により受け取った側が支払わなければとの気持ちになるよう、法的な部分で弁護士法人へ回収を委託している。

吉田英策委員

支払い能力のある人は、当然かかった費用を支払うことが大前提である。しかし、中には所得が低く払いたくても払えない人が病気やけがで受診しなければならない場合もあると思う。それぞれ状況は違うが、弁護士がどのように回収するのか県では把握しているのか。

病院経営課長

必要な情報を弁護士に提供することで、事務的に回収を進めている。

吉田英策委員

弁護士法人から督促方法を学ぶという、ある意味強権的な取立てをするのではと想像してしまうが、やはり低所得者に対しては福祉との連携で健康や命を守っていくとの立場が大前提になると思う。福祉との連携という点ではどのようなことを進めているのか。

病院経営課長

福祉関係との連携については、患者一人一人の状況を確認した上で高額療養費の還付や貸付け、特定疾患に該当するのであればそれに伴う医療費助成、心身障がい者や小児に対する一部助成などの制度を周知した上で、少しでも患者の負担が軽くなるように対応している。

吉田英策委員

患者の命や健康を第一に考え、誰もが安心して受診できる病院経営を進めるよう願う

佐藤郁雄委員

さきの説明では県立医科大学の全面的バックアップにより医師を確保しているとのことだが、どのような体制で県立医科大学との交渉等をしているのか。

病院経営課長

ふたば医療センターについては県立医科大学から全面的にバックアップしてもらっているが、双葉地域の復興の観点から、保健福祉部と連携し県全体として県立医科大学に依頼している。

佐藤郁雄委員

政策医療を担っているのであれば、県立医科大学に対し、何名の医師を確保しなければいけないとして県は調整していると思うが、それを確保できないため民間に声かけをするなど様々な対応をしている。本来であれば、県立医科大学に要請して医師を確保することが基本ではないのか。

病院経営課長

現在、修学資金等の制度により県立医科大学に医師が確保されているが、僻地に回る医師があまり確保できていない。全県的に医師は増えているが、双葉地域や会津地域に行く医師をなかなか確保できていない状況である。

佐藤郁雄委員

僻地へ行ってもらいたいとして学生に奨学金を出し医師確保に努めていると思うが、それでも確保できないのか。

病院経営課長

実際に制度を運営しているのは、保健福祉部の医療人材対策室である。そこから県立医科大学では何名の医師が出せるとの話があり医師が派遣されるため、詳細までは承知していないが、なかなか県立病院まで十分に医師を回してもらえていない状況と考える。

佐藤郁雄委員

県としてしっかり県立医科大学に依頼するよう願う。

病院局長

県と県立医科大学とが連携し、医師の確保に努めている。この数年は、県立医科大学の学生の定員を増やすことで医師の確保に取り組んできた。また、修学資金の活用により本県に医師を定着させよう取り組み、併せて僻地や中山間地域において医療を提供する医師を育成しようとしている。少しずつ数が増えてきているが、まだ十分に県立病院に回っていない状況である。今後、医師の育成が進むよう期待しており、保健福祉部や県立医科大学と連携して医師確保に努めていく。

佐藤郁雄委員

未収金については、早期回収というより発生防止に努めなければならない、実際に未収金が発生してから早期回収に取り組むのではない。未収金を発生させない対策を取らなければ本末転倒であると思うが、どうか。

病院経営課長

委員指摘のとおり、未収金が発生してから回収しようとしてもなかなか難しい。基本的には、窓口において支払いが難しい患者の相談に乗りながら、未収金の発生防止に努める必要があると考えている。

佐藤郁雄委員

未収金が増える根本的な原因については、どう分析しているか。

病院経営課長

現時点において、これという原因までは把握していない。

佐藤郁雄委員

未収金がなぜ発生するか分からないまま、早期回収や防止と言っても、何の対策も立てられないと思う。今後はどのように体制をつくるのか。

病院局次長

もともと県立病院は10か所あり、約半分近くが廃止した病院の未収金である。未収金発生理由としては、休日に救急で来院した患者がそのまま帰宅した案件、夜間や休日は事務職員がおらず看護師が対応するため未収金になった案件、遠方からの旅行者が受診後にそのまま帰宅した案件などがある。また、以前会津総合病院において産婦人科を開設していた際には、一度退院時に出産費用を払い、退院後に出産一時金が支給される仕組みであったため、未収金となりたまっていたということもある。

佐藤郁雄委員

そのように分析しているのであれば、例えば遠隔地の人への対応として健康保険証の確認や、休日夜間の対応として診療報酬の算定ができる事務員の配置などの対応はしているのか。

病院経営課長

現時点では、休日夜間における事務員の配置対応まではしていない。

佐藤郁雄委員

事務員を配置するなど未収金を発生させない体制を取らない限り、未収金は永遠に発生し続ける。未収金の回収を委託している以上、全額を回収してもその内の何割かは弁護士に払う必要がある。それであれば、きちんと体制を取ることのほうが大事ではないか。

病院経営課長

意見は受け止めたいと思うが、今の県立病院の体制でそこまでの対応は難しいと考えている。対応については引き続き検討していきたい。

佐藤郁雄委員

その考えで臨むのであれば、未収金の発生は止まらないと思う。県立病院は政策医療に特化しているとはいえ、県立病院だからということではなく民間の努力も参考にしていけないといけないため、よろしく願う。

神山悦子委員

私も医師確保について何点か聞く。

常勤医師の不在による減収は結構大きいと思うが、資料の表の中でどの病院から何科の医師がいなくなったのか。

病院経営課長

平成30年度から令和元年度にかけては、宮下病院で内科が1名、南会津病院で内科等が3名減っている。逆に矢吹病院では1名増えており、全体で3名が減っている。

神山悦子委員

先ほどの説明で整形外科医もいなくなったと聞いたが大丈夫か。

病院経営課長

昨年度において南会津病院に常勤の整形外科医は2名いた。今年度から2名ともいなくなり整形外科医はゼロになったが、10月1日から常勤の医師が1名配置された状況である。

神山悦子委員

常勤医師の不在は患者数や医業収益に大きく関わるため、医師の確保が求められている。本県は今までいろいろと頑張ってきたと思うが、日本全体でも医師が少なく、10万人当たりの医師数で40何番目の少なさである。その中で、僻地医療関係や県立病院においても医師の確保には努力してきた。例えば県立医科大学だけではなく自治医科大学からも研修医を迎えるなど、医師の確保に努めてきたと思うが、原発事故以降はなおさら大変だと思う。特に今は新型コロナウイルス感染症の拡大により、今日も7名、合計で約370名の感染者数になりそうである。県立病院でも会津医療センターでクラスターが発生したが、民間病院も含めどの医療機関においても対策が求められている。新型コロナウイルス感染症対応の医師、内科、産婦人科の医師が少ないことは県民の命に関わり本当に大変であるため、国に対し医師の定数増を強く求めるよう願う。病院局長が述べたように、そろそろ修学資金を貸与された研修医が卒業し医師として働けると思うが、現在の見解や今後の対応策など見通しも含めて聞く。

病院経営課長

委員指摘のとおり、現在、県立医科大学や自治医科大学等から県立病院の医師を確保している。修学資金等をもたらした医師が増えてきており、後期研修が終了し、これから地域に出てくると思うため、保健福祉部と連携しながら少しでも僻地や双葉郡など浜通り地域にも医師を配置できるように調整していく。

神山悦子委員

資料の一覧表を見ても、様々な努力をしていると思う。矢吹病院は唯一の公立精神科病院で、県南だけでなく全県からも児童思春期外来を受診しに来るなど非常に期待が大きい。本県は特に原発事故以降、精神疾患が増えていると言われている。また新型コロナウイルス感染症の影響により、ますます精神科の対応が求められている。地域医療になくてはならない病院として継続できるよう、医師の確保や新病院における体制の充実などを願う。

次に、休止中の県立大野病院について、ようやく避難指示が解除されたが、現在の状況と今後の対応を聞く。

病院経営課長

県立大野病院については、建物の状況を確認するため建築基準法12条に準ずる検査を今年度実施し、外観がどのようになっているかを確認している。今後は、建物についてさらに確認していくとともに、住民の帰還状況やどの程度医療の需要があるかなどを踏まえ、引き続き検討していく。

神山悦子委員

原発事故が起きた年の3月に双葉厚生病院と統合する計画があったが、大野病院の再開はそれも含めて検討しているのか。

佐藤政隆委員長

神山委員に述べる。

本委員会は決算に関する審査を行うものであるため、この委員会の趣旨に沿って発言願う。

神山悦子委員

大野病院の休止がどうなるかによって、県立病院全体の考え方があると思い聞いた。昨年度の意見においても、大野病院の休止について触れていたため、考えがあるのか、なければ今後その方針を出すかを聞く。

病院経営課長

繰り返しになるが、県立大野病院の再開については、住民の帰還状況や周辺の民間病院の再開状況を踏まえ、JA厚生連を含めて様々な調整をしながら検討していく。

(10月19日(月) 普通会計総括審査)

神山悦子委員

補正を10度行うなど、改めて大変な年であったと思う。大きな特徴としては、昨年10月には台風第19号等の災害が起き、本県への被害は大きく財政的な負担が増えたことである。また、消費税が8%から10%に引き上げられ、増税を見込み手数料や使用料の値上げが行われるなど、県民生活は大変厳しかったと思う。また、部長説明のとおり、現在ほどは発生していなかったとはいえ、3月頃からの休校や感染症対策のための資材供給など、様々な新型コロナウイルス感染症対策が求められた年度であった。

総括的に意見を述べるが、避難指示区域の解除に伴う事業を原発事故からの対応として進めていたが、昨年度はまだ4万人近くの避難者がいて大変な状況であり、対応に課題があったのではないと思う。また、復興予算を含め毎年1兆4,000~6,000億円の当初予算があり、そのうちイノベーション・コースト構想に関連する予算が今年度は876億円、昨年度は912億円である。

決算において検証が必要であると思うが、元年度におけるイノベーション・コースト構想関係の決算の状況を聞く。

財政課長

毎年説明しているが、イノベーション・コースト構想関係については、本県では事業ごと、小事業ごとに決算額を出していないため、決算額が明確に幾らであるとは答えられない。ただ、より決算に近い形として令和元年度の最終予算の合計額としては、854億円ほどが計上されているので了解願う。

神山悦子委員

合計で876億円の当初予算に対して、決算額は約854億円であったことは承知した。県全体の予算の使い方について述べたい。復興はまだまだ続くためイノベーション・コースト構想関連の事業は必要であると思うが、どの部局においてもイノベーション・コースト構想の事業を優先して県全体の予算を使っていると思う。浜通りだけではないと言いながらも浜通りを中心にその予算が投資されるが、県全体では医師や介護職員の不足など多くの課題があり、さらに教育予算は毎年同じ推移であるが復興予算が膨れ上がり、様々なやりくりをしていると思う。私は、予算の重点の置き方は医療、福祉、教育といつも思っているが、県の予算は逆であるため改めて指摘しておく。そうしなければ、今年のような新型コロナウイルス感染症対策が求められたときに、保健所や検査の体制、予防医学、感染症対策、公衆衛生など一番弱い部分にしわ寄せが行く。昨年度の決算ではあるが、新型コロナウイルス感染症対策は今後も続くと思うため、今年度は次の予算編成に向けて従来の在り方を見直さなければならない。広域自治体として、命を守り県民の暮らしを応援する市町村を応援す

るとの役割を果たすよう求めておく。

渡辺康平委員

財政全般として自主財源について聞く。令和元年度決算における県税収入が1.5%ほど減少しており、総務部長より予算編成における先行きの不透明さについて説明があったが、県として県税収入をどのように見込んでいたのか。

税務課長

渡辺委員から決算で1.5%の減少との話であったが、当初予算と比較すると1.9%ほど減収している。主な理由としては、台風第19号等による申告期限の延長措置、新規課税の保留等があったほか、全体的な話では、建設業における復興事業のピークアウトや製造業の落ち込みなどがあり、当初予算から比較すると総額で46億1,900万円ほどの減となっている。

渡辺康平委員

見ている数字が異なるかもしれない。私は「自主財源は前年度に比べ諸収入、分担金及び負担金が増加しましたが、繰入金、県税等の減少により101億8,526万円（1.5%）減少しています。」という監査委員の意見書を見て質問した。

今回自主財源が減少しているが、併せて自主財源の柱となる県税の収入未済額は前年度と比較して1億1,257万円、2.7%増加している。景気の悪化等に伴い自主財源が減少したほか収入未済額が増えている現状について、今年度決算を踏まえ、県として今後どのように対応していくのか。

税務課長

今年度における収入未済額は前年度に比べて1億1,000万円ほど増加している。東日本台風災害の発生に伴い県内全体で実施した納期限の延長措置により、個人事業税や不動産取得税などの課税をかなり保留した部分があり、結果的に滞納整理にかける期間が限定されたと考えている。

収入未済額の62%ほどが市町村が賦課徴収する個人県民税であるため、市町村職員向けの研修の実施、市町村から徴収権を引き継ぎ滞納処分を行う直接徴収などにより、収入未済の縮減に努めている。滞納者に財産がある場合は今後着実に差押えなどの滞納処分を実施し、財産がない場合は適切に滞納処分の執行停止を行い、最終的には資力回復調査を進め不納欠損としての処理を並行して実施し、収入未済の縮減に努めていく。

渡辺康平委員

景気の低迷と収入未済額の増加がポイントになると思うが、令和2年度になると新型コロナウイルス感染症の影響により収入未済額が増え、景気の悪化に伴い自主財源が減ると推測される。自主財源の減少や収入未済額の増加が県政運営に影響を与えていると想定されるが、決算を基にどのように考えるか。

財政課長

委員指摘のとおり、特に令和2年度に入り新型コロナウイルス感染症の影響によりリーマンショックを上回るような影響が出始めている。自主財源の減少分を他財源で埋めたり、歳出を見直すなど全般的な運営が当然求められると思う。決算ではないが今年度について述べれば、6月及び9月補正による歳出の見直しや、国からの交付金の活用により何とかしのいでいる状態である。今後どの程度県税収入が落ち込むかの見極め、歳出の見直し、国からの財源確保を含め、きちんと財政を運営していきたい。この傾向は来年度も続くと考えており、来年度の地方財政全体の仮試算なども出ているため、自主財源と依存財源を含めて地方の一般財源総額がどのように確保されるかを慎重に見極めた上で、今後の予算編成を行い県政を運営していく。

渡辺康平委員

自主財源の確保に向けて取組をよろしく願う。

令和元年度決算における繰越明許費について、1,440億3,880万円、205.9%増加という非常に例のない増加率である。監査委員の資料には、東日本台風の対応や復興・創生期間の最終年度であり積極的に予算を計上したためやむを得ないと記載されているが、さすがに205.9%の増加は過去に例がないと思うため説明願う。

財政課長

令和元年度から2年度における明許繰越額や事故繰越額については、過去最大規模に近づく大きな繰越額である。震災直後に過去最大の繰越しとなり、復興需要に応えるため復興財源を確保していたが、その後予算執行などを工夫し、平成30年度決算までは順調に繰越額を下げてきた。委員指摘のとおり、昨年度に一転し大幅に増加した大きな理由は、令和元年東日本台風において、県としても国の予算措置状況を見て最大限に予算を確保し早急に執行できる分は執行したが、国の災害査定等が年度内に終わらなかった事業があったためである。一方で、繰越しが多いということは執行が遅れるということであるため、財政課だけではなく土木部や農林水産部など県全体で速やかな執行に取り組みつつ、引き続き繰越した予算を早期に執行していく。また、単純に繰り越すほか、契約によりめどを立てて繰り越すことも行ってきたため、繰越予算の適切な管理に努めていく。

神山悦子委員

関連である。繰越しが多くなった理由は分かるが、執行する職員体制にはまだまだ課題があると思う。東日本大震災におけるハード面の復旧事業においても、特に土木部の技術者がおらず施工、設計、発注等がなかなかできなかったとのことである。また、これまでの行政改革により、現在の課題である医療関係、介護職員など福祉関係を含め職員が減らされてきたが、東日本大震災や昨年の台風被害を受けて職員がまだまだ不足していると思う。私は職員を増やす必要があると思うが、職員体制についてどのように考えているか。

総務部長

承知のとおり、発災後に職員定数を臨時的に増やすなど自前での職員確保に力を入れてきたほか、自治法派遣や他県等からの派遣職員、さらには任期付職員の採用など、高まった負荷に対応するための体制を組んできた。そうした中で、震災、原発事故からの復旧がある程度落ち着きつつあり、昨年度の東日本台風等の対応についてもようやくめどが立ち、職員定数や現員が漸減すると思っていたところに新型コロナウイルス感染症が発生したため、なかなか体制の縮小は難しいと考えている。

さらに述べると、働き方改革という観点が非常に大きくなっている中、在宅勤務やテレワークが導入されてきた。今後、新型コロナウイルス感染症対策だけではなく働き方改革という着地点を目指し、十分気を配っていく。

渡辺康平委員

監査委員意見書14ページの意見3について、「監査委員は、毎年約200機関の定期監査、一般会計と企業会計の例月出納検査等を実施していますが、長期にわたる事務の未執行や設計額や収入調定の誤りなど、一部に不適切な事例が認められます」と記載されているが、具体的な内容を聞く。

代表監査委員

道路占用料における3か月以上の調定の遅れや歳出方法の誤り、工事に伴う移転補償契約については事務手続の誤りなどである。その要因を簡単に述べると、長期休暇に入った職員の業務を組織的にカバーできていなかったとのことである。

吉田英策委員

県政運営について監査委員から様々な意見を上げてもらうことは大切であるとの前提に立ち、意見を含めて2点述べる。

監査委員の意見に、成果重視の行政運営の深化を加速するとあった。県職員は本当に頑張っているが、県政運営にとって成果や結果のみを見るとの考え方はなじまないのではないか。また、本県の行政運営に企業経営を取り入れるとのことだが、企業経営についても結果や採算を重視することになる。県政運営の中で採算の合わない部署は実に多くあり、そのような部署を大事にしながら県民の生活やなりわいを守っていくことが県政運営にとって本当に大事だと思うため、意見とする。この点について、監査委員の意見を聞く。

代表監査委員

まず、成果重視についてである。委員指摘のとおり、県職員は本当に頑張っているため、もっとPRしたいとの趣旨である。例えば、イノベーション・コースト構想、福島ロボットテストフィールド、東日本大震災・原子力災害伝承館、福

島水素エネルギー研究フィールド、廃炉産業や農林水産業など様々な分野に及ぶ。各種拠点をつくったが、拠点をつくるのが目的ではなく、その先の産業集積や地元企業との連携を図ること、先進的な企業が本県に参入し地元福島の企業となってもらえるような成果を目指そうではないかとのことである。もっと分かりやすく言えば、国際チャーター便があるが、チャーター便の運航が目的ではなくこれまでの定期路線の再開、新たな飛行ルートの開設が目的であり、チャーター便がどうこうではなくその先であるということをつけ加えるだけで違ってくる。成果を上げた人だけを評価することではなく、県のアウトカムは何かを意識した行政運営が必要である。

次に、企業的経営についてである。行政は金を稼ぐことができない面がほとんどである。決算審査では歳入と歳出という金の流れのみで審議されており、決算審査意見書60、61ページには行政財産の記載があるが、その資産にはイノベーション・コースト構想で整備したもの、福島水素エネルギー研究フィールドで整備したものなど様々あるが、決算としてその資産の内容までは説明できていないと感じていた。県民に分かりやすい形で伝えるために、すぐに実現できるかは分からないが、財政課が中心となりつくっている新たな公会計制度の試案を活用できないかなど現在模索している。

佐藤政隆委員長

監査委員による決算審査意見書の概要説明については、本委員会の審査の参考とするものであり審査の対象ではないことから、その範囲内で質問を願う。

神山悦子委員

審査の対象ではないが、監査委員の意見を聞いておきたい。

今ほど吉田委員からも質問があったように、意見1～5との形の監査の手法は今回が初めてであるのか、もしくは以前から実施しているのか。

その点を確認してから次の質問に移りたい。

代表監査委員

この手法は今年度からスタートした。間もなく第二期復興・創生期間が始まり、現在いるステージとは全く異なってくるため、監査委員による意見も少しずつ変えていく必要があるとして、今回この形で示した。

神山悦子委員

私もあまり見たことがなく、少し変わったように思った。吉田委員からも質問があったが、昨年度は関係がないにもかかわらず、令和2年度に改正された地方自治法に基づき企業会計の手法や内部統制に関する方針を取り入れ、監査委員としての意見を述べたことは踏み込みすぎではないかと思う。今後、県としてこのように実施するのであれば順序として分かるが、監査委員の意見は意見であり、いかに活用するかは別かもしれないが、これまで我々もそういうことは聞いていない。そして、職員の評価につながるにより、よい方向になればよいが、本来公務員は県民のためにあり全体の奉仕者としての役割であるものの、萎縮しきちんと物が言えず縛られていくようでは本末転倒である。また、管理職に重きを置くこと自体についても、今後注視していかなければならないと思うが、少し踏み込み過ぎではないかとの印象である。意見として述べる。

さきに監査委員から総務省研究会の報告にあるようにとのことだが、まだ研究の段階ではないか。県の方針としてこのように実施するというものもなく、あまりにも先取りし過ぎる上、県が広域自治体としてどうあるべきかとの本来の地方自治法に基づく立場というよりは、数字上や体制が企業会計手法に流れてしまいそうであるため、意見を述べなければならぬと思った。

意見は意見として上げているが、職員の管理や今後の県全体の財政の在り方などについては県全体で考えるべきであると述べておく。